

# 公共工事における総合評価方式 活用ガイドライン（仮称）

（素 案）

平成 17 年 7 月

公共工事における総合評価方式活用検討委員会

## 目 次

はじめに	1
1. 総合評価方式の概要	3
1-1 総合評価方式適用の意義	3
1-2 総合評価方式の全体的な流れ	5
2. 公共工事の特性を踏まえた総合評価方式の適用	9
3. 総合評価方式の実施手順	13
3-1 入札の評価に関する基準の設定	13
3-2 落札者の決定方法の設定	33
3-3 入札公告等の実施	36
3-4 技術審査	37
4. 履行検証と評価内容の担保	39
参考資料	
参考1 入札・契約手続の流れ	参考- 1
参考2 除算方式と加算方式の比較	参考- 7
参考3 発注者の評価体制	参考-10
参考4 具体的な適用事例	参考-13
参考5 技術資料作成要領例	参考-79

## はじめに

公共工事は、調達時点で品質を確認できる物品の購入とは基本的に異なり、施工者の技術力等により品質が左右される。そのため、発注者は、個々の工事の内容に応じて適切な技術力を持つ企業を競争参加者として選定するとともに、技術力を評価した落札者の決定や適切な監督・検査等の実施により公共工事の品質を確保する必要がある。

また、現下の我が国の厳しい財政状況を背景に、公共投資の削減が続けられてきた結果、不適格業者の参入によるいわゆるダンピング受注の発生や、不良工事の発生など、公共工事の品質確保についての懸念が高まってきている。

このような背景を踏まえ、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成17年3月に成立し、4月より施行された。本法律では、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されている。

一方、国においては、平成11年度より大規模かつ難易度の高い工事を対象に、ライフサイクルコストを含めた総合的なコスト、工事目的物の性能・機能、環境の維持や交通の確保等の社会的要請事項に関する技術提案を入札者に求め、これらと価格を総合的に考慮して落札者を決定する総合評価方式を試行してきたところである。今後、公共工事の品質確保の促進を図るために、総合評価方式を活用していく必要がある。

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、総合評価方式のより一層の活用促進を図ることを目的に、平成17年5月に「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」（委員長：東京大学大学院工学系研究科 小澤一雅教授）を設置し、より規模の小さな工事やより難易度の低い工事においても総合評価方式を活用する観点から検討を進めてきた。この「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」は、検討委員会の成果をとりまとめたものである。

本ガイドラインが、国の公共工事発注に携わる現場の担当者に参考となるとともに、地方自治体における公共工事発注に携わる担当者にとって今後の入札・契約業務の一助となれば幸いである。

## 公共工事における総合評価方式活用検討委員会

### 委員名簿

委員長	小澤 一雅	東京大学大学院工学系研究科 教授
委員	大森 文彦	東洋大学法学部企業法学科 教授
委員	小林 康昭	足利工業大学工学部都市環境工学科 教授
委員	福田 昌史	高知工科大学 客員教授
委員	渡邊 法美	高知工科大学フロンティア工学教室 助教授
委員	浅沼 健一	(社) 全国建設業協会 副会長 (株) 浅沼組 代表取締役社長
委員	絹川 治	(社) 全国建設業協会 理事 (公成建設(株) 代表取締役会長)
委員	三浦 隆	東京都建設局総務部技術管理課長
委員	宮崎 正美	川越市建設部長
委員	門松 武	国土交通省大臣官房技術審議官
委員	水津 重三	国土交通省大臣官房地方課長
委員	北橋 建治	国土交通省大臣官房技術調査課長
委員	中村 俊行	国土交通省国土技術政策総合研究所 総合技術政策研究センター長 (第1回まで)
	西川 和廣	国土交通省国土技術政策総合研究所 総合技術政策研究センター長 (第2回から)
(事務局)	国土交通省国土技術政策総合研究所	

## 1. 総合評価方式の概要

### 1-1 総合評価方式適用の意義

公共工事の品質確保にあたっては、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮する必要があり、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約とする総合評価方式を適用することが重要となる。総合評価方式の適用は、以下の効果を有しており、現在及び将来における国民の利益となる。

- ・ ライフサイクルコストを含めた総合的なコストの低減
- ・ 工事目的物の性能、機能の向上
- ・ 環境の維持、交通の確保、安全対策等の社会的要請事項への対応
- ・ 事業効果の早期発現
- ・ 工事の円滑な実施

#### 【解説】

現在、大多数の公共工事の入札・契約において用いられている価格競争方式では、下記の問題点が顕在化している。総合評価方式を適用することにより、これら問題点に対し、一定の効果が期待されている。

- ・ 低価格入札による不良不適格業者の参入による、
  - － 工事の品質低下の懸念
  - － 優良な民間事業者の疲弊
  - － 賃金不払い・労働条件の悪化 等
- ・ 技術力の確保・向上のインセンティブが働かない
- ・ 談合問題

総合評価方式は、従来の価格のみの競争による方式とは異なり、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する方式である。平成12年3月には大蔵大臣（現財務大臣）と工事に関する入札に係る総合評価落札方式について包括協議が整い、さらに国の公共工事発注機関による「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」がとりまとめられ、国土交通省においては一般競争入札や公募型指名競争入札の対象工事に適用している。また、地方自治体においても平成11年2月の地方自治法施行令改正に伴い、一部の地方自治体においては総合評価方式の導入が進められている。

一方、昨今の我が国の厳しい財政状況の下、公共投資の削減が続けられてきた結果、不良不適格業者の参入によるいわゆるダンピング受注の発生や、不良工事の発生など、公共工事の品質確保についての懸念が高まってきたことを背景として、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」という。）が平成17年4月より施行された。本法律では、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を

も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されている。これは、従来、価格のみの競争が原則とされてきたが、いわゆる「安物買いの銭失い」の例えにあるように、単に安い調達を目指すことが国民によって最大の利益をもたらすものではなく、国民から見て公共工事を最も価値（Best Value）のあるものとするためには、価格と品質の両面で総合的に優れた調達を追求していく必要があるという考え方に依っている。

国民にとって最も有利な調達を行うためには、まず一義的にはより価値の高いものを目指すことが求められる。特に、工事規模が大きく、難易度が高い工事では、発注者が示す標準的な仕様に対して技術提案の余地が大きく、企業の優れた技術力を活用することにより公共工事の価値（Value）を高めることができる。その結果、国民にとっては、総合的なコストの低減、工事目的物の性能・機能の向上、環境の維持や交通の確保といった社会的要請の高い事項への対応等のメリットを享受できる。

また、最近では公共工事における不良工事が増加する傾向にあり、施工不良に伴う補修工事等により通行を規制する、あるいは供用開始時期が遅れる等の社会的便益の損失が大きい事例も見受けられる。工事規模が小さいものや難易度が低い工事においては、技術提案の余地が小さく、公共工事の価値の向上を目指すよりは、むしろ不良工事のリスクを回避するため、発注者が示す標準的な仕様に基づく適切かつ確実な施工が求められる。長期的に見れば、確実な施工を行うことにより工事目的物の性能が確保されるとともに、構造物の長い供用期間にわたる維持管理の軽減にもつながるものである。したがって、国民にとっては、供用性・安全性の高い社会資本の確保、維持管理等の将来的費用の縮減、事業効果の早期発現、工事の円滑な実施等にメリットがあるといえる。

さらに、地域の視点から見ると、工事の現地条件を熟知している、日常生活において地域のためにボランティア活動をしている、災害時に迅速に対応し地域を守るために力を入れている等、地域に精通し、貢献している企業が工事を実施することにより、地域住民にとっては、工事が円滑に進み、安心感をもつことができるというメリットがある。

以上のような国民にとって有利となる事項を踏まえ、今後、公共工事に総合評価方式をより一層活用し、公共工事の品質確保の促進を図る必要がある。

## 1-2 総合評価方式の全体的な流れ

総合評価方式の全体的な流れは以下の通りである。

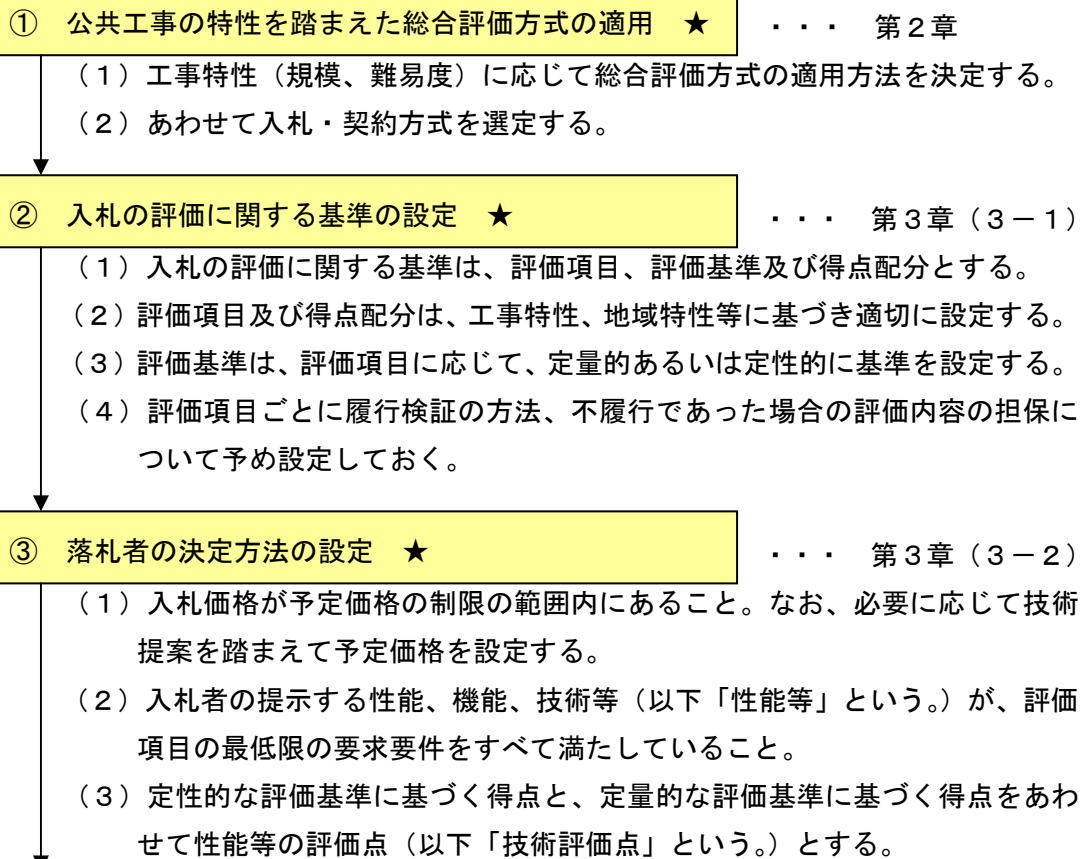
- ① 総合評価方式の適用の決定
- ② 入札の評価に関する基準の設定
- ③ 落札者の決定方法の設定
- ④ 入札公告等の実施
- ⑤ 技術審査
- ⑥ 落札者の決定
- ⑦ 履行の確保
- ⑧ 工事の評価

また、以下に留意して手続きを進める。

- ・透明性の確保
- ・学識経験者の意見の反映
- ・技術提案の保護
- ・発注者の評価体制

### 【解説】

公共工事における総合評価方式の適用は、以下の流れに従い適切に手続きを進めるものとする。



(4) 価格及び性能等を総合的に評価する際の、価格評価点及び技術評価点については、工事特性に基づき適切に設定する。

(5) 総合評価の方法（評価値の算出方法）

除算方式：評価値＝技術評価点／価格

加算方式：評価値＝価格評価点＋技術評価点

(6) 評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

#### ④ 入札公告等の実施

・・・ 第3章（3-3）

・ 落札決定に当たって総合評価による旨、入札の評価に関する基準、落札者の決定方法及び提出を求める技術資料等について入札公告等において明らかにする。

#### ⑤ 技術審査

・・・ 第3章（3-4）

(1) 評価基準に基づき技術資料を審査し、技術提案の採否を通知する。

(2) 特に難易度が高い工事においては、技術提案に関する対話を行い、改善を求めることができる。

(3) 特に難易度が高い工事においては、技術提案の審査の結果を踏まえて、最適案を決定し、予定価格を定めることができる。この場合、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(4) 技術審査にあたり学識経験者からなる第三者委員会を活用してもよい。

#### ⑥ 落札者の決定 ★

・ 技術審査に基づき、価格と性能等を総合評価し、落札者を決定する。

#### ⑦ 履行検証と評価内容の担保

・・・ 第4章

(1) 落札者の提示した性能等については、全て契約書（具体的には設計図書）にその内容を記載することとし、その履行を確保する。

(2) 工事の監督・検査に当たっては、評価した性能等の内容を満たしていることを確認する。なお、工事の検査において、契約書に記載してある評価した性能等の内容を満たしていることをすべて確認できない場合は、当該工事の契約内容のうち、評価した性能等についての履行に係る部分は、工事完成後においても引き続き存続する旨を契約書において明らかにする。

(3) 評価する項目の性格から、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行う旨を入札説明書において明らかにし、契約書に記載するものとする。再度の施工が可能な場合には、入札説明書等及び契約書において、再度の施工の義務及びその内容を明らかにする。



↓

## ⑧ 工事の評価

- (1) 履行検証結果を踏まえ、工事成績評定を行う。提示した性能等を履行できなかった場合には工事成績評定の減点を行う。
- (2) 次回以降の業者選定において工事成績評定点を活用する。

手続きを進めるにあたり以下に留意する。

### 透明性の確保

- (1) 総合評価における入札者の提示した性能等の評価及び落札結果等については、記録し契約後早期に公表する。特に、審査結果については、各評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録し、入札者の苦情等に適切に対応するものとする。
- (2) 落札できなかった入札者から落札情報の提供依頼があった場合には、落札の相対的な利点に関する情報（当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点）を提供する。

### 学識経験者の意見の反映

- (1) あらかじめ学識経験者の意見を聴いて落札者決定基準を定める。
- (2) 総合評価方式を適用した工事については入札監視委員会における審査対象とする。

#### (参考) 地方自治体における学識経験者の意見聴取について

地方自治法施行令第167条の10の2他の規定により、地方自治体においては、総合評価方式を行おうとするとき、落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない、とされている。(上記★の段階)

※地方自治体における学識経験者の意見聴取の方法として、以下に示す方法も検討していく必要がある。

- ・総合評価方式を行うに際しての学識経験者の意見聴取は、四半期毎等、事前に包括的に意見を聴くこととする。
- ・落札者を決定しようとするときの学識経験者の意見聴取は、学識経験者の意見を聴いて事前に定めた落札者決定基準に基づいて実施する場合は、これをもって意見聴取に代える。

### 提案内容の保護

- (1) 民間の技術提案の活用にあたっては、提案に含まれる特許等の工業所有権はもとより、提案自体が各企業の知的財産であることに鑑み、他者に技術提案内容に関する事項を漏洩することがないように、発注者はその取り扱いに留意しなければならない。
- (2) 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。なお、この旨を入札公告等に記載することにより、建設業者に周知するものとする。

### 発注者の評価体制

- (1) 発注者は総合評価方式を実施するにあたり、従前の価格競争方式に比して、一層の技術的な判断や審査・評価等が求められるため、工事特性等を考慮し、技術的な審査や評価のための体制を整備する必要がある。
- (2) 技術者がほとんどいない等により技術力が不足する場合においては、発注者支援機関等を活用し、発注関係業務を適切に実施する必要がある。

## 2. 公共工事の特性を踏まえた総合評価方式の適用

工事特性（規模、難易度）に応じて総合評価方式の適用方法を決定する。  
また、工事規模が特に大きく、施工上の技術的難易度が特に高いもの（領域Ⅰ）については、対話方式等の新しい入札・契約方式を適用する。

### 【解説】

国土交通省ではこれまで、

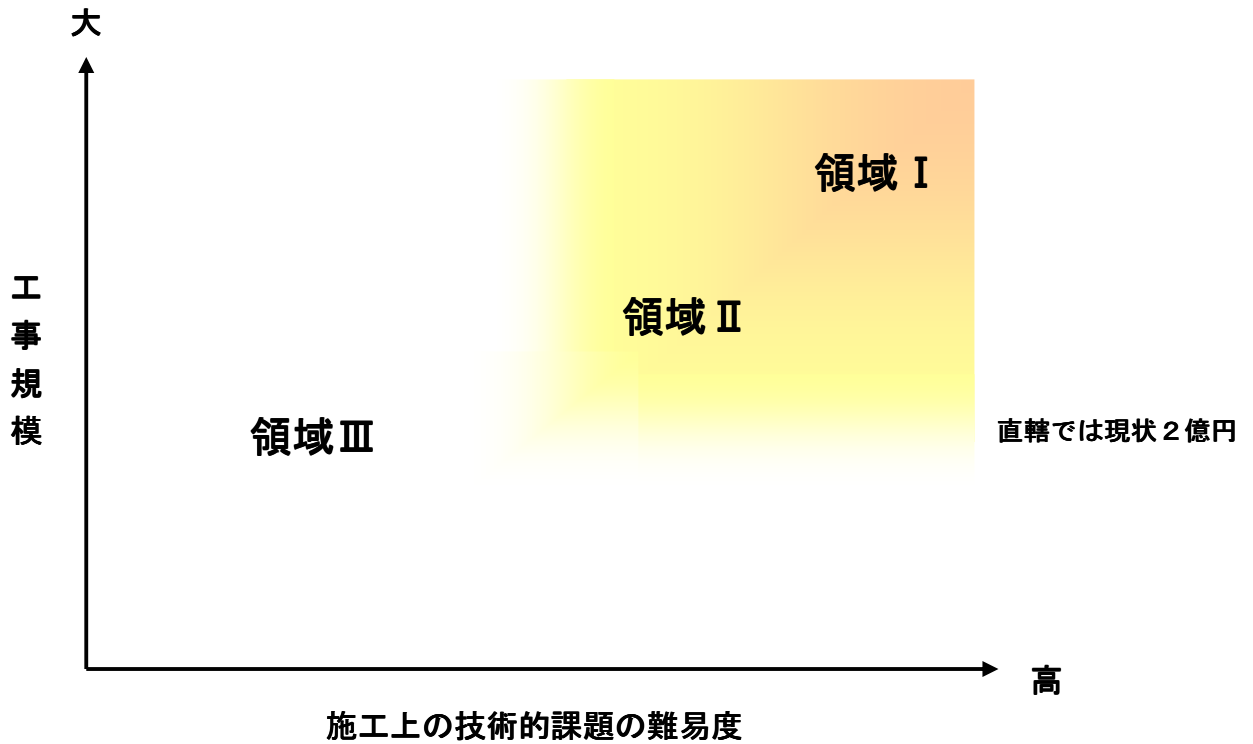
- (1) 入札者の提示する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）によって、工事価格に、工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額並びに維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずる工事
- (2) 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずる工事
- (3) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して、対策の達成度に相当程度の差異が生ずる工事

といった施工上の課題があるもののうち、特に、技術的難易度が高く、かつ工事規模の大きなもの（一般競争入札または公募型指名競争入札方式の工事：2億円以上）に総合評価方式を適用してきた。（下図の領域Ⅰ及び領域Ⅱ）

今後は、工事規模が小さい、あるいは施工上の技術的課題の難易度が高くはないもの（領域Ⅲ）等、全ての公共工事を対象に総合評価方式を適用していくことが必要である。

総合評価方式の適用に当たっては、当該工事の特性を踏まえて適用領域を決定し、適切な評価基準等を設定するものとする。

(a) 公共工事の特性を踏まえた総合評価方式の適用イメージ



領域	公共工事の特性	発注者のニーズ	備考
Ⅰ	工事規模が特に大きく、施工上の技術的難易度も特に高い。技術提案の余地や効果は極めて大きい。	課題解決のため、新技術や新工法等を積極的に活用したVE提案や設計段階からの幅広いVE提案を募り、提案に関する対話を通じて発注者と民間事業者双方の技術力を最大限発揮した最適な工事を実現したい。	直轄で 試行中
Ⅱ	工事規模が大きく、施工上の技術的難易度が高い。技術提案の余地や効果は大きい。	施工上の課題について民間事業者によるVE提案を募り、工事の高度化を図りたい。	直轄で 実施中
Ⅲ	工事規模が小さい、あるいは技術的難易度が高くはない。技術提案の余地や効果が小さい。	発注者の指示する仕様に基づく適切で確実な施工を確保したい。	

(b) 施工上の技術的課題の難易度

施工上の技術的課題の難易度については、工事の施工条件、環境条件等から工事ごとに発注者が判断するものであるが、技術的課題の例として以下の事項が考えられる。

表 施工上の技術的課題の例

施工上の技術的課題		備考	
総合的なコスト	ライフサイクルコスト	<input type="checkbox"/> 供用中にエネルギーを消費する施設で、消費量の削減によりライフサイクルコストが削減される。	機械設備の燃料消費量の削減
		<input type="checkbox"/> 維持管理が困難な構造物で、長寿命化によりライフサイクルコストが削減される。	橋梁等の塗装
	補償	<input type="checkbox"/> 補償を要する工事で工期の短縮が補償費の削減につながる。	水利権、漁協権等の補償期間の短縮
工事目的物の性能・機能	性能・機能	<input type="checkbox"/> 自動車専用道や交通量の多い道路等で、走行性・低騒音が求められる。	道路舗装
		<input type="checkbox"/> 低騒音・低振動化により、住民満足度が向上する設備。	設備の騒音、振動
		<input type="checkbox"/> 施工数量により、設備の機能・性能が向上する。	利水容量等の確保
		<input type="checkbox"/> 材料やコンクリートの特別な品質管理・出来型管理が求められる。	コンクリート構造物等
		<input type="checkbox"/> コンクリートの耐久性が求められる。	コンクリート構造物
社会的要請	近接施工	<input type="checkbox"/> 鉄道営業線があり、施工に配慮を要する。	
		<input type="checkbox"/> 架空線があり、施工に配慮を要する。	
		<input type="checkbox"/> 地下埋設物があり、施工に配慮を要する。	
		<input type="checkbox"/> 民家があり、施工に配慮を要する。	騒音、振動、粉塵
		<input type="checkbox"/> 病院・学校等の重要施設があり、施工に配慮を要する。	騒音、振動、粉塵
	現道作業	<input type="checkbox"/> 施工にあたり交通規制が伴う。	
		<input type="checkbox"/> 施工にあたり、歩行者の安全対策に配慮を要する。	
	水質汚濁	<input type="checkbox"/> 水質汚濁防止の対策が必要。	
		<input type="checkbox"/> 地下水遮断への対策が必要。	
	振動・騒音	<input type="checkbox"/> 施工にあたり、振動・騒音対策が必要。	
	大気汚染	<input type="checkbox"/> 施工にあたり、大気汚染対策が必要。	
	臭気	<input type="checkbox"/> 施工にあたり、臭気対策が必要。	
	地盤沈下	<input type="checkbox"/> 施工にあたり、地盤沈下対策が必要。	
	揮発性有機化合物	<input type="checkbox"/> 施工にあたり、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物への対策が必要。	
環境	<input type="checkbox"/> 自然保護区域内や希少動植物への配慮が必要。	騒音、振動、粉塵、自然改変面積	

(c) 入札・契約方式の選定

工事金額に応じて、一般競争入札方式、公募型指名競争入札、通常指名競争入札等の適切な方式を選定する。

また、手続に係る日数については、提出を求める技術資料の作成に要する日数等を勘案して、適切に設定するものとする。

参考資料 1 に入札・契約手続の流れ及び手続に係る標準的日数を示す。

さらに、工事規模が特に大きく、施工上の技術的課題の難易度が特に高いもの（領域 I）や設計・施工一括方式を適用する工事については、以下の方式等を適用することが考えられる。

- ・対話方式：品確法第 13 条（技術提案の改善）、第 14 条（予定価格）に基づく方式
- ・二段階選抜方式：簡易な技術提案及びヒアリングにより業者を絞り込んだ後、高度な技術提案と価格を求め、総合評価を行う方式
- ・二封筒方式：技術提案により業者を絞り込んだ後、価格と総合評価を行う方式

### 3. 総合評価方式の実施手順

#### 3-1 入札の評価に関する基準の設定

入札の評価に関する基準は、評価項目、評価基準及び得点配分とする。

##### (1) 評価項目の設定

公共工事においては当該工事の特性を勘案し、国民にとって最も有利な調達となるよう評価項目を適切に選定することが重要である。

##### (2) 評価基準の設定

評価項目ごとに、入札者の提示する性能等とその評価に応じて与える得点の関係を明らかにする。また、評価項目ごとに、最低限の要求要件を適宜設定し、この要求要件を満たしていないものは不合格とする。

##### (3) 得点配分の設定

各評価項目に対する得点配分は、工事における必要度・重要度に基づき適切に設定する。

【解説】

国民にとって有利となる事項を踏まえ、総合評価方式において価格以外の要素として考慮すべき評価の視点、評価項目の例を下表に示す。

表 総合評価方式における評価項目

企業への期待	国民にとって有利となる事項	評価の視点	評価項目（例）
①企業の技術力	総合的なコストの低減	総合的なコスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補償費等の低減</li> <li>・ライフサイクルコスト</li> </ul>
	工事目的物の性能、機能の向上	性能(持続性) 強度 安定性 美観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポンプ排水量、供用〇年後の騒音値</li> <li>・既設構造物の補強対策</li> <li>・設備の油圧配管総延長</li> <li>・単体・周辺の景観との調和</li> </ul>
	社会的要請への対応	環境の維持  交通の確保 安全対策 省資源対策 リサイクル対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工中の騒音値、仮囲いのデザイン（景観）</li> <li>・通行規制時間</li> <li>・歩行者・住民への安全対策</li> <li>・施工中のエネルギー消費</li> <li>・副産物のリサイクル</li> <li>・施工期間の短縮</li> </ul>
②施工の確実性	工事目的物の確実な施工 事業効果の早期発現 工事の円滑な実施	経営力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営事項審査総合評価値</li> </ul>
		施工計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工程管理に係る技術的所見</li> <li>・施工上の課題に対する技術的所見</li> <li>・施工上配慮すべき事項</li> </ul>
		企業の技術力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同種・類似工事の施工実績</li> <li>・工事成績</li> <li>・表彰（工事）</li> <li>・関連分野での技術開発の実績</li> </ul>
		技術者の能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格</li> <li>・同種・類似工事の施工経験</li> <li>・工事成績</li> <li>・表彰（技術者）</li> <li>・当該工事の理解度・取り組み姿勢</li> <li>・コミュニケーション力</li> </ul>
③企業の信頼性・社会性	工事の円滑な実施 災害時の迅速な対応 企業に対する安心感	地域精通度 地域貢献度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地理的条件</li> <li>・災害協定等による地域貢献の実績</li> <li>・ボランティア活動による地域貢献の実績</li> <li>・障害者の雇用状況</li> <li>・男女共同参画の状況</li> <li>・労働福祉の状況</li> <li>・地産品の利用状況</li> </ul>



総合評価方式の評価項目は、下図の領域Ⅰ、Ⅱ及びⅢについてそれぞれ適用する工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性等に応じて設定する。

領域Ⅰ及び領域Ⅱに該当する工事は、工事規模が大きく、かつ施工上の技術的難易度が高いことから、技術提案の余地や効果は大きい。したがって、施工上の特定の課題について民間事業者によるVE提案を募り、工事の高度化を図る観点から、「①企業の技術力」を評価するとともに、工事全般にわたる施工を確実に担保する観点から、「②施工の確実性」をあわせて評価する。

領域Ⅲに該当する工事は、工事規模が小さい、あるいは技術的難易度が高くはないことから、技術提案の余地や効果が小さい。したがって、発注者の指示する仕様に基づき、適切で確実な施工を確保できる技術力を保有しているか確認する観点から、「②施工の確実性」を評価するとともに、必要に応じて「③企業の信頼性・社会性」を評価する。

各領域における評価項目の設定の一例を示す。

なお、それぞれの評価項目ごとに予め履行検証の方法、不履行であった場合の評価内容の担保について設定しておく必要がある。（第4章参照）

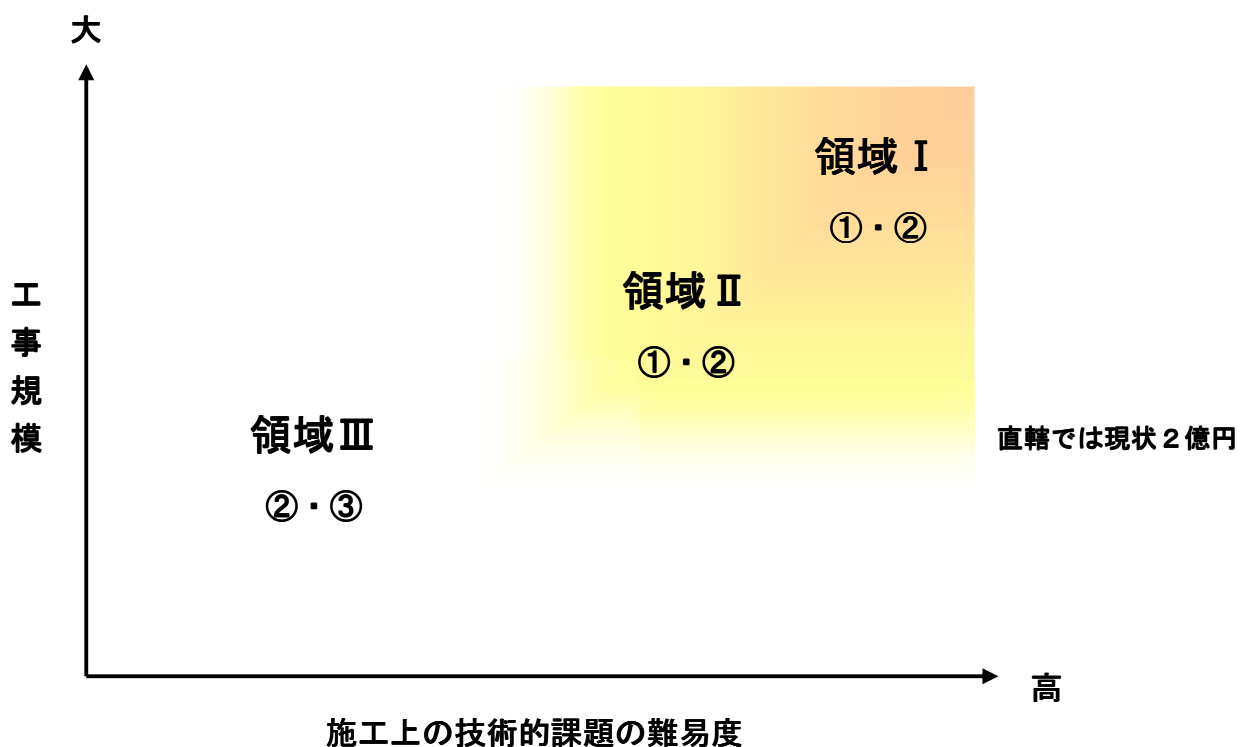


表 評価項目の設定の一例

評価項目例			領域 I・II ※1	領域 III ※1	提出頻度			事前 審査 ※2
					毎回	定期	DB 活用	
① 企業 の 技術 力	総合的な コスト	総合的なコストの低減に関する技 術提案	◎		○			
	性能等	工事目的物の性能、機能の向上に関 する技術提案						
	環境の維持 等	社会的要請への対応に関する技術 提案						
② 施工 の 確 実 性	経営力	経営事項審査総合評価値	☆	☆		○		
	施工計画	工程管理に係わる技術的所見	☆	◎※3	○			
		施工上の課題に対する技術的所見	☆	◎※3	○			
		施工上配慮すべき事項	☆	◎※3	○			
	企業 の 技術 力	同種・類似工事の施工実績	☆	◎	○			●
		工事成績	☆	☆			○	●
		優良工事表彰	☆	☆			○	○
		安全管理優良請負者表彰	☆	☆			○	
		イメージアップ優良工事表彰	☆	☆			○	○
		関連分野での技術開発の実績	☆	☆	○			○
	技術者 の 能力	資格	☆	◎	○			●
		同種・類似工事の施工経験	☆	◎	○			●
		工事成績	☆	☆	○			
		優良工事技術者表彰	☆	☆	○			○
		技術者の専門技術力	☆	☆	○※4			
		当該工事の理解度・取り組み姿勢	☆	☆	○※4			
技術者のコミュニケーション力		☆	☆	○※4				
③ 企業 の 信 頼 性 ・ 社 会 性	地域精通度 地域貢献度	地理的条件		△		○		○
		災害協定等による地域貢献の実績		△		○		
		ボランティア活動による地域貢献 の実績		△		○		
		障害者の雇用状況		△		○		
		男女共同参画の状況		△		○		
		労働福祉の状況		△		○		●
		地産品の使用状況		△		○		

(※1) ◎は必須項目、☆は選択項目として設定。△は工事の品質確保上、地域精通度、地域貢献度を特に考慮する必要がある場合に選択する。

(※2) 関東地方整備局の指名基準における評価項目を記載。●は欠格要件として設定。

(※3) 特に工事規模が小さく、施工上の技術的課題の難易度が低い工事については、省略することができる。

(※4) ヒアリングを実施する場合。

(4) 領域Ⅰ及び領域Ⅱにおける評価

領域Ⅰ及び領域Ⅱにおける評価項目の例を以下に示す。工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性等に応じて、適宜設定する。

①企業の技術力

②施工の確実性

また、工事の特性を踏まえて、項目ごとに最低限の要求要件を適宜設定し、これを満たさないものは不合格とする。

【解説】

(a) ①企業の技術力

評価項目、評価基準及び得点配分の例を以下に示す。評価項目や評価基準等の〔 〕内の数値等は工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性、発注者の評価体制等に応じて適切に設定する。

表 「①企業の技術力」における評価基準、評価基準及び得点配分例（1／2）

評価の視点	評価項目例	評価内容	評価基準例	得点配分例
総合的なコスト	総合的なコストの低減に関する技術提案	次のコストの低減に関する技術提案内容： ・ライフサイクルコスト ・その他（補償費等）	ライフサイクルコスト及びその他コストに関する技術提案内容について： ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価（優／良／可の判定、等） ・コストとして評価（※）	[30.0]
			（ライフサイクルコストに関する具体的な評価項目例） ・非常用自家用発電機の燃料消費率 ・変圧器の変換損失値 等  （その他コストに関する具体的な評価項目例） ・補償費の生じる期間の短縮日数 ・補償費の支出額 等	

表 「①企業の技術力」における評価基準、評価基準及び得点配分例（2／2）

評価の視点	評価項目例	評価内容	評価基準例	得点配分例
性能・強度・安定性・美観	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案内容	工事目的物の性能、機能に関する技術提案内容について： <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案数値による定量評価</li> <li>・提案内容に対する定性評価（優／良／可の判定、等）</li> </ul>	[30.0]
			（性能、機能に関する具体的な評価項目例） <ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装構造提案による走行騒音値</li> <li>・ポンプ排水量 等</li> </ul>	
環境の維持・交通の確保・安全対策・省資源対策・リサイクル対策	社会的要請への対応に関する技術提案	次の社会的要請への対応に関する技術提案内容： <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境の維持</li> <li>・交通の確保</li> <li>・特別な安全対策</li> <li>・省資源対策</li> <li>・リサイクル対策</li> </ul>	社会的要請への対応に関する技術提案内容について： <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案数値による定量評価</li> <li>・提案内容に対する定性評価（優／良／可の判定、等）</li> </ul>	[30.0]
			（環境の維持に関する具体的な評価項目例） <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事排水のSS値</li> <li>・施工騒音の低減値</li> <li>・施工ヤードの裸地面積 等</li> </ul> （交通の確保に関する具体的な評価項目例） <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通規制（通行止め、車線規制等）の短縮日数 等</li> </ul> （特別な安全対策に関する具体的な評価項目例） <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者用通路幅 等</li> </ul> （省資源対策又はリサイクル対策に関する具体的な評価項目例） <ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐材、伐採除根材等のリサイクル率</li> <li>・分別解体・現場内集積の対象項目・重量 等</li> </ul>	
配点 計： [0.0] ～ [30.0]				

（※）工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の縮減相当額を評価する場合には、当該費用について評価項目としての得点を与えず、評価値の算出において

て入札価格に当該費用を加算する。また、予定価格に、予定価格算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算するものとする。

(b) ②施工の確実性

評価項目、評価基準及び得点配分の例を以下に示す。評価項目や評価基準等の [ ] 内の数値等は工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性、発注者の評価体制等に応じて適切に設定する。

表 「②施工の確実性」における評価基準、評価基準及び得点配分例（1／4）

評価の視点	評価項目例	評価内容	評価基準例		得点配分例
経営力	経営事項審査総合評定値	経営事項審査総合評定値（客観点数）	[X] 点 ≤ 総合評定値	[3.0]	[3.0]
			[Y] 点 ≤ 総合評定値 < [X] 点	[1.5]	
			総合評定値 < [Y] 点	[0.0]	
施工計画	工程管理に係わる技術的所見（工程表）	施工計画の実施手順の妥当性	施工計画の実施手順が適切であり、優位な工夫が見られる	[5.0]	[5.0]
			施工計画の実施手順が適切	[2.5]	
			その他	[0.0]	
	施工計画	施工量の把握の適切性	各工程の工期が適切であり、優位な工期短縮が見られる	[5.0]	[5.0]
			各工程の工期が適切	[2.5]	
			その他	[0.0]	
(※1)	施工上の課題に係わる技術的所見（※2）	発注者が指定した特定の課題への対応の的確性（与条件との整合性・理解度・対応方針の裏付け等）	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて的確に図られ、優位な工夫が見られる	[5.0]	[5.0]
			課題への対応が現地の環境条件を踏まえておりの的確	[2.5]	
			その他	[0.0]	

表 「②施工の確実性」における評価基準、評価基準及び得点配分例（2／4）

評価の視点	評価項目例	評価内容	評価基準例		得点配分例
施工計画 （つづき）	施工上配慮すべき事項 （※2）	当該工事において特に配慮すべき事項に関する記述内容の適切性（与条件との整合性・理解度・対応方針の裏付け等）	配慮事項が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて的確に図られ、優位な工夫が見られる	[5.0]	[5.0]
			配慮事項が現地の環境条件を踏まえておりの的確	[2.5]	
			その他	[0.0]	
企業の技術力	同種・類似工事の施工実績	過去 [5] 年間の施工実績	直轄工事の実績あり	[2.0]	[2.0]
			公団等の実績あり	[1.5]	
			都道府県の実績あり	[1.0]	
			市町村の実績あり	[0.5]	
			民間での実績あり	[0.0]	
	工事成績	過去 [2] 年間の工事成績評定点の平均点 ・全ての工事成績評定点の平均点 または ・特定の工種に係わる工事の工事成績評定点の平均点	[80] 点以上	[6.0]	[6.0]
			[75] 点～ [80] 点未満	[4.5]	
			[70] 点～ [75] 点未満	[3.0]	
			[65] 点～ [70] 点未満	[1.5]	
			[65] 点未満	[0.0]	
	優良工事表彰	過去 [2] 年間の優良工事表彰（局長・所長等の表彰）の有無	局長表彰の実績あり	[2.0]	[2.0]
			事務所長表彰の実績あり	[1.0]	
			表彰の実績なし	[0.0]	
	安全管理優良請負者表彰	過去 [2] 年間の安全管理優良請負者表彰（局長・所長等の表彰）の有無	局長表彰の実績あり	[2.0]	[2.0]
			事務所長表彰の実績あり	[1.0]	
表彰の実績なし			[0.0]		

表 「②施工の確実性」における評価基準、評価基準及び得点配分例（3／4）

評価の視点	評価項目例	評価内容	評価基準例		得点配分例
企業の技術力 つづき	イメージアップ優良工事表彰	過去〔2〕年間のイメージアップ優良工事表彰（局長・所長等の表彰）の有無	局長表彰の実績あり	[2.0]	[2.0]
			事務所長表彰の実績あり	[1.0]	
			表彰の実績なし	[0.0]	
	関連分野での技術開発の実績	当該工事の関連分野における特許権、実用新案権の取得等の有無	特許権、実用新案権の取得あり	[2.0]	[2.0]
			NETISへの登録あり	[1.0]	
			特許権、実用新案権の取得及びNETISへの登録なし	[0.0]	
技術者の能力	配置予定技術者の資格	主任（監理）技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士または技術士	[2.0]	[2.0]
			2級土木施工管理技士	[0.0]	
	配置予定技術者の同種・類似工事の施工経験	過去〔5〕年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	直轄工事の実績あり	[2.0]	[2.0]
			公団等の実績あり	[1.5]	
			都道府県等の実績あり	[1.0]	
			市町村の実績あり	[0.5]	
			民間での実績あり	[0.0]	
	配置予定技術者の工事成績	過去〔2〕年間の主任（監理）技術者として担当した工事成績評定点の平均点	[80]点以上	[4.0]	[4.0]
			[75]点～[80]点未満	[3.0]	
			[70]点～[75]点未満	[2.0]	
			[65]点～[70]点未満	[1.0]	
[65]点未満			[0.0]		
優良工事技術者表彰	過去〔2〕年間の優良工事技術者表彰（局長・所長等の表彰）の有無	局長表彰の実績あり	[2.0]	[2.0]	
		事務所長表彰の実績あり	[1.0]		
		表彰の実績なし	[0.0]		

表 「②施工の確実性」における評価基準、評価基準及び得点配分例（4／4）

評価の視点	評価項目例	評価内容	評価基準例		得点配分例
技術者の能力 (つぎ)	技術者の専門技術力（経歴・実績・知識） (※3)	次の視点から技術者の専門技術力： ・関連分野における施工経験や知識量 ・担当工事における主体性、創意工夫の取り組み	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる	[5.0]	[5.0]
			実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる	[3.0]	
			その他	[0.0]	
	当該工事の理解度・取り組み姿勢 (※3)	次の視点から当該工事の理解度・取り組み姿勢： ・当該工事の施工上の課題や問題点等の理解度 ・課題への対応に関する技術的な裏付け ・疑問点等に対する質問等の積極性	当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる	[5.0]	[5.0]
			当該工事について適切に理解している	[3.0]	
			その他	[0.0]	
	技術者のコミュニケーション力 (※3)	質問に対する応答性（回答の的確性・簡潔性）	質問に対する応答が明快、かつ迅速である	[5.0]	[5.0]
			その他	[0.0]	
	配点 計： [0.0] ～ [64.0]				



(※1) 施工計画が不適切な場合は不合格とすることができる。

(※2) 施工上の課題が明確な工事の場合には発注者が課題を特定し明示するものとするが、課題が明確ではない工事の場合には発注者が課題を特定せずに当該工事において特に配慮すべき事項について任意に記述させる。施工上の課題及び配慮事項は複数設定してもよい。施工上の課題の例を以下に示す。

(品質管理の例)

- ・コンクリートの品質管理方法
- ・鋼材の溶接施工管理方法 等

(環境(騒音)対策の例)

- ・発生源対策
- ・伝播対策
- ・計測管理体制
- ・作業時間帯 等

(安全対策の例)

- ・歩行者に対する安全対策
- ・照明灯の設置
- ・環境美化配慮
- ・案内板の設置
- ・交通整理員の増員 等

(建設副産物対策の例)

- ・特定建設資材等の分別方法
- ・ISO14001による管理
- ・梱包材抑制方法 等

(※3) ヒアリングを実施する場合の評価項目の例。ヒアリングにおいては、以下の項目について確認する。

- ・技術者の経歴・資格
- ・同種・類似工事の施工経験の有無
- ・同種・類似工事のうち代表的な工事の概要、特に留意・工夫した点
- ・当該工事の施工上の課題、特に配慮すべき事項の有無、技術的所見
- ・当該工事に関する質問の有無 等



(3) 領域Ⅲにおける評価

領域Ⅲにおける評価項目の例を以下に示す。工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性等に応じて、適宜設定する。

②施工の確実性

③企業の信頼性・社会性

また、工事の特性を踏まえて、項目ごとに最低限の要求要件を適宜設定し、これを満足しないものは不合格とする。

なお、領域Ⅲのうち、特に工事規模が小さく、施工上の技術的課題の難易度が低い工事においては、「②施工の確実性」の施工計画に関しては省略することができるものとする。

また、「③企業の信頼性・社会性」については工事の品質確保上、地域精通度、地域貢献度を特に考慮する必要がある場合に選択する。

【解説】

(a) ②施工の確実性

評価項目、評価基準及び得点配分の例を以下に示すが、評価項目や評価基準等の[ ]内の数値等は工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性、発注者の評価体制等に応じて適切に設定する。

表 「②施工の確実性」における評価基準、評価基準及び得点配分例（1／4）

評価の視点	評価項目例	評価内容	評価基準例		得点配分例
経営力	経営事項審査総合評定値	経営事項審査総合評定値（客観点数）	[X] 点 ≤ 総合評定値	[3.0]	[3.0]
			[Y] 点 ≤ 総合評定値 < [X] 点	[1.5]	
			総合評定値 < [Y] 点	[0.0]	
施工計画	工程管理に係わる技術的所見（工程表）	施工計画の実施手順の妥当性	施工計画の実施手順が適切であり、優位な工夫が見られる	[5.0]	[5.0]
			施工計画の実施手順が適切	[2.5]	
			その他	[0.0]	
	施工計画	施工量の把握の適切性	各工程の工期が適切であり、優位な工期短縮が見られる	[5.0]	[5.0]
			各工程の工期が適切	[2.5]	
			その他	[0.0]	
※1	施工上の課題に係わる技術的所見（※2）	発注者が指定した特定の課題への対応の的確性（与条件との整合性・理解度・対応方針の裏付け等）	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて的確に図られ、優位な工夫が見られる	[5.0]	[5.0]
			課題への対応が現地の環境条件を踏まえておりの的確	[2.5]	
			その他	[0.0]	

表 「②施工の確実性」における評価基準、評価基準及び得点配分例（2／4）

評価の視点	評価項目例	評価内容	評価基準例		得点配分例
施工計画 （つづき）	施工上配慮すべき事項 （※2）	当該工事において特に配慮すべき事項に関する記述内容の適切性（与条件との整合性・理解度・対応方針の裏付け等）	配慮事項が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて的確に図られ、優位な工夫が見られる	[5.0]	[5.0]
			配慮事項が現地の環境条件を踏まえておりの的確	[2.5]	
			その他	[0.0]	
企業の技術力	同種・類似工事の施工実績	過去 [5] 年間の施工実績	直轄工事の実績あり	[2.0]	[2.0]
			公団等の実績あり	[1.5]	
			都道府県の実績あり	[1.0]	
			市町村の実績あり	[0.5]	
			民間での実績あり	[0.0]	
	工事成績	過去 [2] 年間の工事成績評定点の平均点 ・全ての工事成績評定点の平均点 または ・特定の工種に係わる工事の工事成績評定点の平均点	[80] 点以上	[6.0]	[6.0]
			[75] 点～ [80] 点未満	[4.5]	
			[70] 点～ [75] 点未満	[3.0]	
			[65] 点～ [70] 点未満	[1.5]	
			[65] 点未満	[0.0]	
	優良工事表彰	過去 [2] 年間の優良工事表彰（局長・所長等の表彰）の有無	局長表彰の実績あり	[2.0]	[2.0]
			事務所長表彰の実績あり	[1.0]	
			表彰の実績なし	[0.0]	
	安全管理優良請負者表彰	過去 [2] 年間の安全管理優良請負者表彰（局長・所長等の表彰）の有無	局長表彰の実績あり	[2.0]	[2.0]
			事務所長表彰の実績あり	[1.0]	
表彰の実績なし			[0.0]		

表 「②施工の確実性」における評価基準、評価基準及び得点配分例（3／4）

評価の視点	評価項目例	評価内容	評価基準例		得点配分例
企業の技術力 つづき	イメージアップ優良工事表彰	過去〔2〕年間のイメージアップ優良工事表彰（局長・所長等の表彰）の有無	局長表彰の実績あり	[2.0]	[2.0]
			事務所長表彰の実績あり	[1.0]	
			表彰の実績なし	[0.0]	
	関連分野での技術開発の実績	当該工事の関連分野における特許権、実用新案権の取得等の有無	特許権、実用新案権の取得あり	[2.0]	[2.0]
			NETISへの登録あり	[1.0]	
			特許権、実用新案権の取得及びNETISへの登録なし	[0.0]	
技術者の能力	配置予定技術者の資格	主任（監理）技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士または技術士	[2.0]	[2.0]
			2級土木施工管理技士	[0.0]	
	配置予定技術者の同種・類似工事の施工経験	過去〔5〕年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	直轄工事の実績あり	[2.0]	[2.0]
			公団等の実績あり	[1.5]	
			都道府県等の実績あり	[1.0]	
			市町村の実績あり	[0.5]	
			民間での実績あり	[0.0]	
	配置予定技術者の工事成績	過去〔2〕年間の主任（監理）技術者として担当した工事成績評定点の平均点	[80]点以上	[4.0]	[4.0]
			[75]点～[80]点未満	[3.0]	
			[70]点～[75]点未満	[2.0]	
			[65]点～[70]点未満	[1.0]	
[65]点未満			[0.0]		
優良工事技術者表彰	過去〔2〕年間の優良工事技術者表彰（局長・所長等の表彰）の有無	局長表彰の実績あり	[2.0]	[2.0]	
		事務所長表彰の実績あり	[1.0]		
		表彰の実績なし	[0.0]		

表 「②施工の確実性」における評価基準、評価基準及び得点配分例（4／4）

評価の視点	評価項目例	評価内容	評価基準例		得点配分例
技術者の能力 (つぎ)	技術者の専門技術力（経歴・実績・知識） (※3)	次の視点から技術者の専門技術力： ・ 関連分野における施工経験や知識量 ・ 担当工事における主体性、創意工夫の取り組み	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる	[5.0]	[5.0]
			実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる	[3.0]	
			その他	[0.0]	
	当該工事の理解度・取り組み姿勢 (※3)	次の視点から当該工事の理解度・取り組み姿勢： ・ 当該工事の施工上の課題や問題点等の理解度 ・ 課題への対応に関する技術的な裏付け ・ 疑問点等に対する質問等の積極性	当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる	[5.0]	[5.0]
			当該工事について適切に理解している	[3.0]	
			その他	[0.0]	
	技術者のコミュニケーション力 (※3)	質問に対する応答性（回答の的確性・簡潔性）	質問に対する応答が明快、かつ迅速である	[5.0]	[5.0]
			その他	[0.0]	
	配点 計： [0.0] ～ [64.0]				

(※1) 施工計画が不適切な場合は不合格とすることができる。

(※2) 施工上の課題が明確な工事の場合には発注者が課題を特定し明示するものとするが、課題が明確ではない工事の場合には発注者が課題を特定せずに当該工事において特に配慮すべき事項について任意に記述させる。施工上の課題及び配慮事項は複数設定してもよい。施工上の課題の例を以下に示す。

(品質管理の例)

- ・コンクリートの品質管理方法
- ・鋼材の溶接施工管理方法 等

(環境(騒音)対策の例)

- ・発生源対策
- ・伝播対策
- ・計測管理体制
- ・作業時間帯 等

(安全対策の例)

- ・歩行者に対する安全対策
- ・照明灯の設置
- ・環境美化配慮
- ・案内板の設置
- ・交通整理員の増員 等

(建設副産物対策の例)

- ・特定建設資材等の分別方法
- ・ISO14001による管理
- ・梱包材抑制方法 等

(※3) ヒアリングを実施する場合の評価項目の例。ヒアリングにおいては、以下の項目について確認する。

- ・技術者の経歴・資格
- ・同種・類似工事の施工経験の有無
- ・同種・類似工事のうち代表的な工事の概要、特に留意・工夫した点
- ・当該工事の施工上の課題、特に配慮すべき事項の有無、技術的所見
- ・当該工事に関する質問の有無 等



(b) ③企業の信頼性・社会性

評価項目、評価基準及び得点配分の例を以下に示す。評価項目や評価基準等の [ ] 内の数値等は工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性、発注者の評価体制等に応じて適切に設定する。

なお、この「③企業の信頼性・社会性」に関する評価項目は工事の品質確保上、地域精通度、地域貢献度を特に考慮する必要がある場合に選択する。

表 「③企業の信頼性・社会性」における評価基準、評価基準及び得点配分例（1/2）

評価の視点	評価項目例	評価内容	評価基準例		得点配分例
地域精通度・地域貢献度	地理的条件	地域内における本支店、営業所の所在地の有無	地域内に本店、支店又は営業所あり	[3.0]	[3.0]
			地域内に拠点なし	[0.0]	
		過去 [10] 年間の近隣地域での施工実績の有無	施工実績あり	[3.0]	[3.0]
			施工実績なし	[0.0]	
	災害協定等による地域貢献の実績	過去 [5] 年間の災害協定等の実績。 なお、対象とする活動の例： ・災害対応協定に基づく活動実績 ・大規模災害時の応急対策実績	活動実績あり	[2.0]	[2.0]
			活動実績なし	[0.0]	
	ボランティア活動による地域貢献の実績（※1）	過去 [5] 年間のボランティア活動の実施状況。なお、対象とする活動の例： ・災害ボランティア実績 ・ボランティアサポートプログラム参加実績 ・クリーンアップキャンペーン参加実績等	活動実績あり	[2.0]	[2.0]
			活動実績なし	[0.0]	

表 「③企業の信頼性・社会性」における評価基準、評価基準及び得点配分例（2/2）

評価の視点	評価項目例	評価内容	評価基準例		得点配分例
地域精通度・地域貢献度 つづき	障害者の雇用状況	障害者雇用の有無 （雇用期間1年以上の者を対象）	法定雇用率 1.8%超	[2.0]	[2.0]
			法定雇用率 1.8%以下	[0.0]	
	男女共同参画の状況	女性職員の雇用状況 （雇用期間1年以上の者を対象）	雇用率 [X] %超	[2.0]	[2.0]
			雇用率 [X] %以下	[0.0]	
	労働福祉の状況	建設業退職者共済制度、企業年金制度の加入状況	加入している	[2.0]	[2.0]
			加入していない	[0.0]	
	地産品の使用状況	地産品である木材及びコンクリート二次製品等の使用実績の有無	使用実績あり	[2.0]	[2.0]
			使用実績なし	[0.0]	
配点 計： [0.0] ～ [18.0] (※2)					

(※1) 活動実績の内容を評価しても良い。

(※2) 領域Ⅲにおいては、「③企業の信頼性・社会性」の配点が「②施工の確実性」の配点を上回らないようにする。

### 3-2 落札者の決定方法の設定

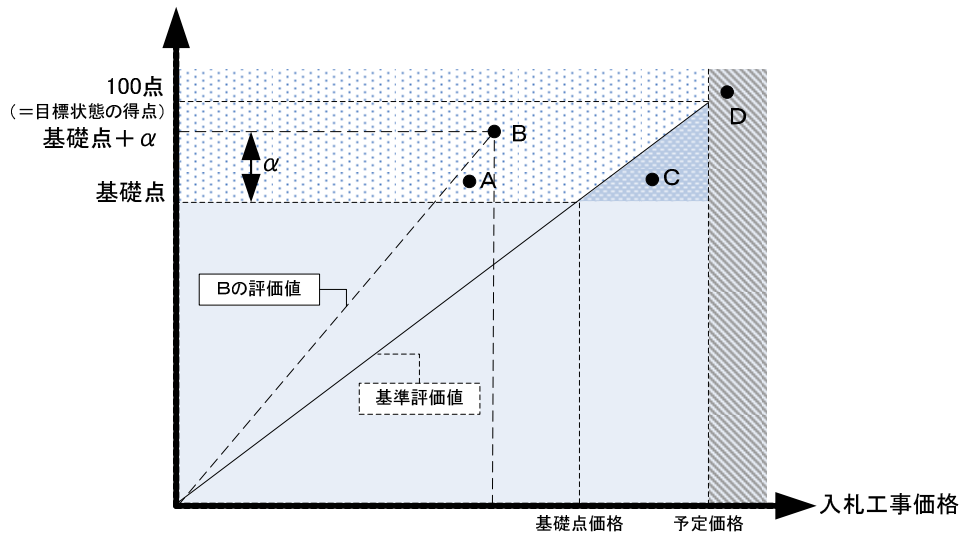
#### (1) 落札者の決定方法

次の各要件に該当するもののうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

- ・ 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること
- ・ 技術提案が入札公告等において明らかにした最低限の要求要件を全て満たしていること
- ・ 評価値が、予定価格の前提となる状態で想定される得点と予定価格による総合評価基準値を下回っていないこと（除算方式において総合評価管理費を計上する場合）

評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

【解説】 基礎点+加算点



- は、「要件①(入札工事価格が予定価格の範囲外)」を満足しない領域
- は、「要件②(「最低限の要求要件」を満たさない)」を満足しない領域
- は、「要件③(評価値が基準評価値を下回る)」を満足しない領域

- × D社は、『要件①』を満たしていない。(予定価格を超過)  

$$\text{入札価格} \geq \text{予定価格} = \text{基礎点コスト} + \text{総合評価管理費}$$
- × C社は、『要件③』を満たしていない。(基準評価値を下回る)  

$$\text{評価値} = (\text{基礎点} + \alpha) / \text{入札価格}$$

$$\leq \text{基準評価値} = 100 \text{点} / \text{予定価格}$$
- × A社は、入札価格では上位だが、評価値がBを下回る。
- B社は、3つの要件をクリアし、評価値が最も高いので落札者となる。

図 除算方式における総合評価方式のイメージ

(2) 総合評価の方法（評価値の算出方法）

総合評価の方法には除算方式及び加算方式がある。除算方式と加算方式のいずれを採用するかについては、各方式の長所・短所等を考慮し、発注者ごとに適宜、選定する必要がある。

[除算方式]

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{価格}} = \frac{\text{標準点（基礎点）} + \text{加算点}}{\text{価格}}$$

[加算方式]

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

【解説】

除算方式及び加算方式の長所・短所等を次表に示す。この表を参考に、適用する工事の内容や地域性等から、総合評価方式を適宜選定する。

なお、加算方式における価格評価点及び技術評価点の算定方法にはいくつかの方法がある。例えば、技術評価点については順位付けした上で、順位に応じた配点を付け直す方法等もある。

表 除算方式と加算方式の比較

	除算方式	加算方式
長 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・価格に対する技術力という評価値の持つ意味が理解しやすい。</li> <li>・価格と技術力の指標の統一が不要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術評価点について標準点と加算点を分けて考える必要がない。</li> </ul>
短 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術力の指標としての加算点の考え方が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・価格と技術力の単位を統一する必要がある。</li> <li>・技術力を貨幣換算するのは困難なため、価格を評点化するのが通常であるが、価格と技術力の重み付けの考え方が難しい。</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低い入札額の場合に、評価値に対する価格の影響が大きくなる傾向がある。(※)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・価格評価点の算出方法の一例</li> <li>① <math>100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})</math></li> <li>② <math>100 \times \text{最低価格} / \text{入札価格}</math></li> </ul>
適用実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省</li> <li>・北海道、静岡県、愛知県、三重県、高知県、長崎県等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米国、英国等</li> <li>・東京都、長野県、福島市等</li> </ul>

(※) 参考資料2参照。

(3) 技術評価点の設定の考え方

工事特性に応じて、価格及び品質が総合的に優れた内容となるよう適切な点数設定を行う。

【解説】

現行の総合評価方式（除算方式）では、基本的に技術評価点（標準点＋加算点）における標準点を100点、加算点の満点を10点と設定しているが、最も低い価格を入札した者が落札者となる場合が多い状況を踏まえると、技術評価点の割合を高めることが望ましい。

表 除算方式と加算方式における技術評価点の設定

方式	評価値の算出方式	技術評価点の設定の考え方
除算方式	評価値＝ 技術評価点／価格 ＝（標準点＋加算点）／価格	標準点を100点、技術提案等に応じた加算点の満点を10～50点を標準とする。
加算方式	評価値＝ 技術評価点 ＋ 価格評価点	技術評価点の満点を10～30点を標準とする。 ここでは、価格評価点は以下で評価することを想定。  $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

(※) 参考資料2参照。

### 3-3 入札公告等の実施

入札公告等を実施するにあたっては、当該工事が総合評価方式の適用工事であることを明記し、性能等に関して求められる要求要件や評価基準、落札者の決定方法、提出を求める技術資料等を明示しなければならない。

#### 【解説】

入札公告等に明記する標準的な事項は以下のとおりである。

- (a) 総合評価方式の適用の旨
- (b) 入札の評価に関する基準
  - ① 評価項目
  - ② 評価基準
    - ・ 評価項目ごとの評価基準
    - ・ 評価項目ごとの最低限の要求要件
  - ③ 得点配分
  - ④ その他評価に必要な事項
- (c) 入札の評価の方法（総合評価の方法）
  - ・ 性能等の評価に当たり、実地試験等を課す場合にはその実施内容や方法等
- (d) 技術資料の提出、手続きにおける対話の有無、現場説明会等の開催の有無、ヒアリング実施の旨（必要に応じて）
- (e) 評価内容の担保
  - ・ 技術提案内容の不履行の場合における評価内容の担保（再度の施工義務、損害賠償等を行う旨）
- (f) 入札・契約手続の流れ（対話方式、二段階選抜方式等の場合を含む）
- (g) その他（技術資料の提出様式等）

### 3-4 技術審査

#### (1) 技術資料の審査・評価

企業から提出された技術資料の審査・評価にあたっては、提出資料の内容等の実現性、有効性を確認することが必要であり、必要に応じてヒアリングを行う。

#### (2) 技術提案の改善

特に難易度が高い工事においては、技術提案に関する対話を行い、改善を求めることができる。

また、技術提案の審査の結果を踏まえて、最適案を決定し、予定価格を定めることができる。なお、この場合、学識経験者の意見を聴かなければならない。

#### 【解説】

##### (a) 技術資料及び配置予定技術者に係わるヒアリングの実施

発注者が必要があると認めるときは、提出された技術資料についてヒアリングを実施する。なお、「施工の確実性」の評価として、発注者が必要があると認めるときは、配置予定技術者を対象にヒアリングを実施する。

##### (b) 技術資料の評価

技術資料の評価は、当該公共工事発注機関による公正、公平な審査を通じて適切に行うものとする。また、当該審査に当たっては、全ての入札者に対して公平に実施しなければならない。

なお、地方自治体においては、発注者の審査・評価体制を鑑み、必要に応じて発注者支援機関による支援等を求め、適切に評価することが重要である。

発注者の評価体制については参考資料3に示す。

##### (c) 審査委員会の開催

企業からの技術提案を評価する場合（領域ⅠまたはⅡの場合）、適宜学識経験者を加えた審査委員会を開催し、審査するものとする。

##### (d) 技術資料の採否の通知

技術資料の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて技術資料を提出した企業に通知するものとする。その際、技術資料等が最低の要求要件を満たしていない場合には、その理由を付して行うものとする。

(e) 工事規模や施工上の技術的課題の難易度が特に大きい工事の場合

特に難易度が高い工事においては、技術提案に関する対話を行い、改善を求めることができる。

また、技術提案の審査の結果を踏まえて、最適案を決定し、予定価格を定めることができる。なお、この場合、学識経験者の意見を聴かなければならない。



## 4. 履行検証と評価内容の担保

### (1) 履行の確保と検証

落札者が提示した性能等の内容については、全て契約書（具体的には設計図書）にその内容を記載することとし、その履行を確保する。

工事の監督・検査に当たっては、評価した性能等の内容を満たしていることを確認するものとする。

#### 【解説】

##### (a) 契約書における明記

落札者が提示した技術提案等の内容については、契約書（具体的には設計図書（仕様書を含む））にその内容を明記し、その履行を確保する。

また、工事の検査において、契約書に記載してある評価した性能等の内容を満たしていることを全て確認できない場合は、当該工事の契約内容のうち、評価した性能等についての履行に係わる部分は、工事完成後においても引き続き存続するものであり、その旨を契約書に明記しておく。

##### (b) 工事監督の実施

施工中において、採用された施工計画及び技術提案に関する性能等が満足されているか工事監督を行い、満足されていない場合には、履行するように指導する。

##### (c) 工事完了後の検査

工事完了後において、提案内容の履行状況について検査する。

##### (d) 工事完了後の事後評価の実施

道路の舗装工事において1年後の走行騒音を評価項目とした場合や、建築物の維持管理費などライフサイクルコストを評価項目とした場合、評価項目の設定状況を踏まえ、工事完了後の適切な時期に再度性能等についての事後評価を行う。

(2) 評価内容の担保

性能等に関わる提案が履行できなかった場合で再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行う。

【解説】

採用された技術的所見または技術提案の通りに施工がなされなかった場合は、それに伴い生じた実損害額に応じた契約金額の減額又は損害賠償請求を行うこととする。

また、工事の仕様を満足できなかったことについて、工事成績評定の減点対象とする。

さらに、引渡後において、技術提案の不履行が確認された場合においても、再度施工の義務等を課すとともに、工事成績評定の減点を行うものとする。

表 技術提案内容の不履行に対する評価内容の担保の考え方

引渡前	引渡後
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 修補請求（約款 31 条）</li><li>・ 修補不可能な場合は、契約金額の減額又は損害賠償の請求</li><li>・ 工期遅延の場合には、履行遅滞に伴う損害賠償の請求（約款 45 条）</li><li>・ いずれの場合も工事成績評定の減点</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 修補請求（約款 44 条）</li><li>・ 修補が困難または合理的でない場合、損害賠償の請求（約款 44 条）</li><li>・ いずれの場合も工事成績評定の減点</li></ul>

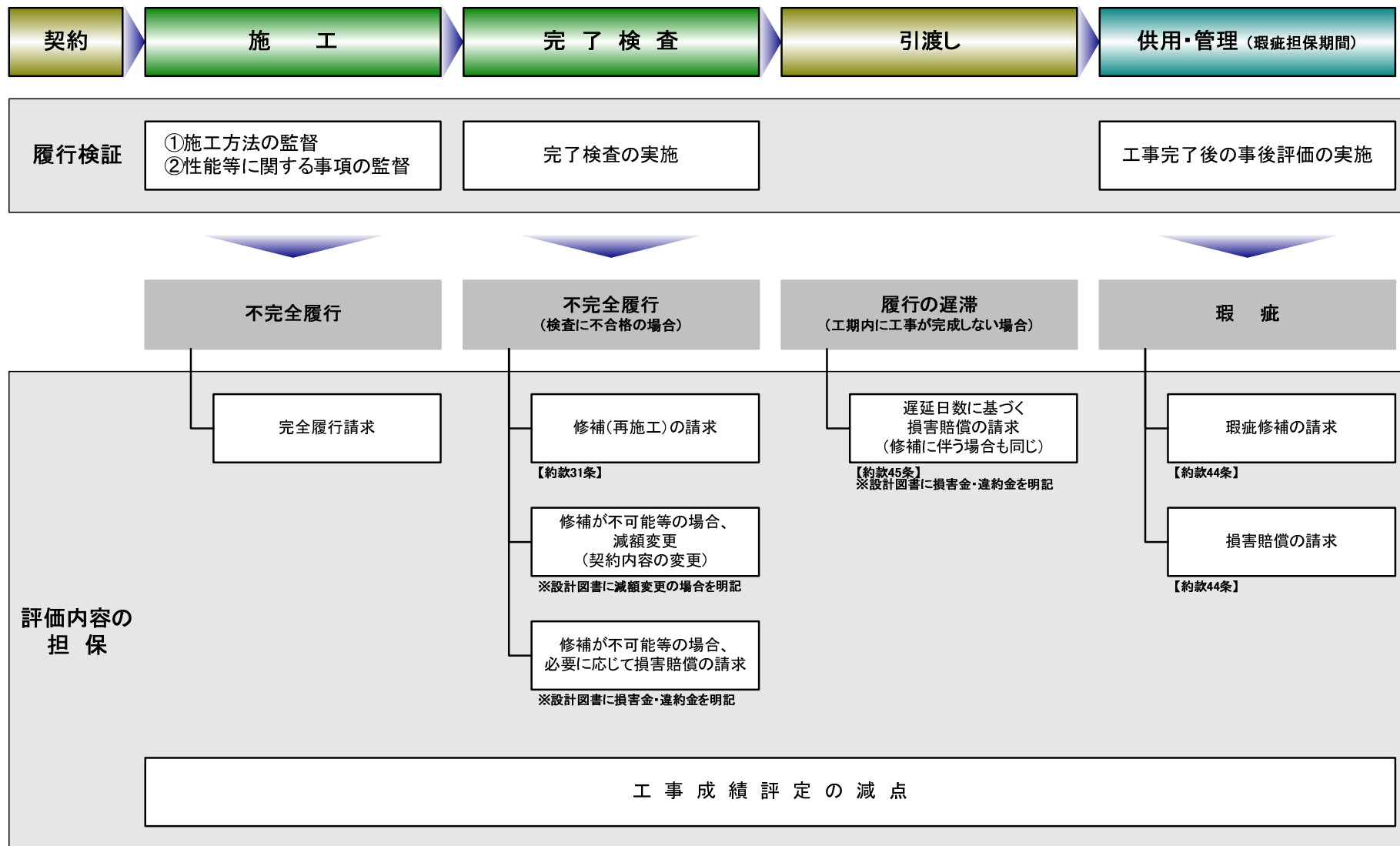


図 総合評価方式適用工事における履行検証と評価内容の担保の関係イメージ